

関屋分水路左岸側のポプラ並木の 剪定作業に伴う通行規制を行います。

『関屋分水路左岸側のポプラ並木』について、前回（平成25年3月）の剪定作業から年数が経過し、強風による枝葉落下の危険性が高くなってきています。

そこで、ポプラ並木の剪定を3月上旬より行うこととし、これに伴い市道関屋堀割町平島線の一部通行規制を行いますのでお知らせします。

ご迷惑おかけしますがご理解ご協力をお願いします。

記

1. 通行規制期間：令和2年3月2日(月)～3月中旬予定（土日祝日は作業しません）
午前9：00～午後4：30
2. 通行規制区間：市道関屋堀割町平島線
有明大橋西詰交差点～堀割橋西詰交差点間
3. 作業内容：クレーン等によるポプラの高さ・枝の剪定
4. 作業場所：新潟市西区 浦山地内（日東サンシャイン青山前）

<同時配布先>

県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟市政記者クラブ、新市政記者クラブ、三条市政記者クラブ

<お問い合わせ先>



国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所

管理課長 木伏 重男

TEL (025) 266-7131 (代表) FAX (025) 266-7105 (代表)

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 関屋出張所

出張所長 波多野 政博

TEL (025) 267-6857 (代表) FAX (025) 267-9458 (代表)

○関屋分水路左岸側ポプラ並木 剪定イメージ

ポプラ剪定前

ポプラ剪定後



※H25作業時

○通行規制区間図

